

保医発0219第1号  
平成27年2月19日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「検査料等の点数の取扱いについて」の一部訂正について

「検査料等の点数の取扱いについて」（平成26年12月26日付け保医発1226第1号）及び「検査料等の点数の取扱いについて」（平成27年1月30日付け保医発0130第1号）により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305第3号）の一部を改正したところですが、別紙のとおりその一部を訂正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

◎「検査料等の点数の取扱いについて」(平成26年12月26日付け保医発1226第1号)記の1

(下線部が訂正箇所)

正	誤
<p>1 別添1第2章第3部第1節第1款D215-2肝硬度測定を次のように改める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体</p> <p>ア Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体は、区分番号「D215-2」肝硬度測定の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、区分番号「D026」<u>検体検査判断料</u>「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>1 別添1第2章第3部第1節第1款D215-2肝硬度測定を次のように改める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体</p> <p>ア Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体は、区分番号「D215-2」肝硬度測定の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>

◎「検査料等の点数の取扱いについて」(平成27年1月30日付け保医発0130第1号)記の2

(下線部が訂正箇所)

正	誤
<p>2 別添1第2章第13部第1節N005-2ALK融合遺伝子標本作製を次のように改める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) BRAF V600</p> <p>ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。なお、<u>判断料</u>については、<u>病理診断料</u>・<u>判断料</u>は算定せず、<u>区分番号「D026」検体検査判断料</u>の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。</p> <p>イ (略)</p>	<p>2 別添1第2章第13部第1節N005-2ALK融合遺伝子標本作製を次のように改める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) BRAF V600</p> <p>ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ (略)</p>